

岡山大学附属図書館中央図書館及び鹿田分館における
放送大学岡山学習センター学生の利用に関する取扱

〔平成16年4月1日〕
館長裁定

改正 平成22年3月31日

改正 平成26年5月1日

改正 令和3年3月17日

改正 令和7年1月31日

(趣旨)

第1条 この取扱は、岡山大学附属図書館中央図書館（以下「中央図書館」という。）及び鹿田分館（以下「鹿田分館」という。）における放送大学岡山学習センター（以下「センター」という。）学生の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用証の発行)

第2条 センター学生は利用にあたり、あらかじめ中央図書館へ学生証を提示し、利用証の交付を受けるものとする。

(利用の範囲)

第3条 センター学生は、中央図書館及び鹿田分館において、図書の閲覧及び参考調査のサービスを受けることができる。

2 センター学生は、必要に応じて、別に定める岡山大学附属図書館文献複写要項に基づき、各館備付資料の複写サービスを受けることができる。

3 センター学生は、1人につき、次の通り館外貸出を受けることができる。

一 中央図書館

図書2週間以内、雑誌3日以内、合わせて10冊までの館外貸出

二 鹿田分館

図書2週間以内、2冊までの館外貸出

(事務連絡)

第4条 センターは、センター学生に異動がある時は、そのつど速やかに中央図書館に通知するものとする。

2 中央図書館は、センター学生の利用者登録等の際し、センターに協力を求めることができる。

3 センター学生の館外貸出に係る督促事務については、中央図書館及び鹿田分館の指示

に従いセンターが行うものとする。

(他規程等の準用)

第5条 この取扱に定める以外の利用上の事項については、岡山大学附属図書館利用内規、岡山大学附属図書館中央図書館利用要項及び岡山大学附属図書館貴重資料利用要項を準用する。

附 則

この取扱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この取扱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この取扱は、平成26年5月1日から実施する。

附 則

この取扱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この取扱は、令和7年2月1日から実施する。